

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、安心して使用できる自然志向の化粧品を提供し、「お客さまに『ありがとう』と言われるような販売をつづける」を社是として掲げ、設立以来、企業価値の向上を図ってまいりました。

当社は、企業とは株主、顧客をはじめとする様々なステークホルダーの支持に立脚した社会的な存在であると認識しております。そのため、コンプライアンスを徹底し、公正、公平、透明な企業経営を行うことが企業の健全な継続と発展につながり、ステークホルダーとの共存共栄が実現できると考えております。その認識の下、経営環境の変化に即応できるよう意思決定の効率化、迅速化に努め、更なる企業価値の向上を目指しております。

- (1) 株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
- (2) 株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働する。
- (3) 会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
- (4) 独立社外取締役が適切に役割を担う仕組みを構築し、取締役会による業務執行の監督機能を実効化する。
- (5) 中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する株主との間で、建設的な対話を行う。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則 1 - 2 - 4】

現在、当社の株主における外国人等海外投資家比率は数パーセントと僅かなため、当社では、議決権電子行使プラットフォームや招集通知の英訳等を実施しておりません。今後、外国人等海外投資家比率等の推移を踏まえ、当社の事業状況等に応じ必要と判断した場合には、実施について検討を進めていく方針です。

【補充原則 4 - 1 - 2】

当社は、社内における業務方針及び業務計画として3年毎に次期3か年中期計画を策定しておりますが、公表はしておりません。景気の先行きが見通し難い中、小規模店舗をテナント出店している当社は、そのときの市場環境に応じフレキシブルに対応する必要があるため、中期経営計画を公表した場合、当初の計画内容や数値等が先行し、却って投資家等の判断をミスリードする懸念があると考えております。従いまして、経営戦略、経営計画について中期経営計画という形では公表しておりませんが、年次並びに半期毎の事業計画という形で株主及び投資家等に説明しております。なお社内的には、定期的に中期経営計画の進捗状況を検証し、必要に応じ修正を加えております。

【補充原則 4 - 2 - 1】

当社は現在、報酬・指名等の事項を審議する任意の諮問委員会を設置しておりません。取締役の報酬の決定については、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、監査等委員会を含む取締役会において、報酬の決定方針及び報酬基準に則して取締役会構成員で慎重に審議し適切に決定されております。したがって、特段任意の諮問委員会等は必要なく、現行の仕組みで適切に機能していると考えます。

現在、当社経営陣の報酬は、金銭報酬として固定報酬と内規に基づき業績に応じて算定される年次賞与で構成しております。当社は小売業であり、事業規模に比して多くの従業員数を雇用しております。経営陣は中長期的な観点からの事業プランを立て執行する立場にありますが、それを遂行するのは販売スタッフをはじめとする従業員であることから、プラン実行のためのモチベーションを高め、当社の持続的な成長へとつなげるためには、従業員がその成果を享受できることが必要であると考えております。そこで、当社は、従業員のインセンティブとして機能するよう、従業員の報酬制度を設計しております。一方、報酬ではありませんが、当社の取締役(社外取締役を除く)は、役員持株会に入会し各自が毎月一定金額を拠出しております。これにより資本市場への意識を高めると共に、当社の持続的な成長に向けたインセンティブとして機能していると考えます。

【補充原則 4 - 8 - 1】及び【補充原則 4 - 8 - 2】

当社は、監査等委員会設置会社への移行に伴い、独立社外取締役2名の体制としておりますが、この2名のみを構成員とする会合や「筆頭独立社外取締役」を設置する必要性は無いと考えます。

独立社外取締役である2名は、いずれも監査等委員である取締役であり、監査等委員会は毎月開催しており、また、毎月開催する定例取締役会にも出席し活発に意見交換を行っております。従って、独立社外取締役間で独立した客観的な立場に基づく情報交換や認識共有は十分図られており、また、経営陣の間でも連絡・調整が十分図られております。

【原則 4 - 10】及び【補充原則 4 - 10 - 1】

報酬・指名等の事項を審議する任意の諮問委員会等は設置しておりません。

各取締役(監査等委員である取締役を含む)の指名及び執行役員の選任は、監査等委員会を含む取締役会においてその内容を説明し、取締役会構成員で慎重に審議したうえで決定しております。また、取締役の報酬の決定については、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、監査等委員会を含む取締役会において、報酬の決定方針及び報酬基準に則して取締役会構成員で慎重に審議し適切に決定されております。従って、特段任意の諮問委員会等は必要なく、現行の仕組みで適切に機能していると考えます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則 1 - 4】

- (1) 当社の持続的な成長や中長期的な企業価値向上に資すると判断した場合、当社は、継続的・安定的な取引の構築及び強化等を目的として、取締役会決議を経て、政策保有株式を保有する場合があります。

- (2) 政策保有株式を取得・保有した場合は、取締役会で毎年個別に、保有目的の適正性、当社の中長期的経済合理性並びに保有に伴うリスク等について精査し、その内容を開示すると共に、保有の妥当性が認められないと判断した場合には、売却を進めます。
- (3) 政策保有株式に係る議決権については、投資先企業の株主総会における提出議案が、株主価値を毀損させる可能性や当該企業のコーポレートガバナンスに懸念が生じる場合等を除き、当該企業の状況や取引関係を踏まえ、関係強化に生かす方向で行使します。

【原則 1 - 7】

当社が当社関係者(当社並びに子会社の役職員及びその近親者等をいう)や主要株主(当社発行済株式の10%以上を保有する法人等の団体及び個人をいう)との取引(関連当事者間の取引)を行う場合は、会社法及び当社取締役会規程に基づき取締役会の承認を得ることを定めており、また、取引条件等を変更する場合も同様としております。

【原則 2 - 6】

当社は、当該コードが想定している企業年金制度は導入しておりません。

【原則 3 - 1】

(1)【経営理念】

- (1) 美しさと健康と快適な生活を願われる人々のために、優れた商品と真心のこもったサービスを提供し、お客さまから「ありがとう」と言われるような企業活動を続けます。
- (2) 企業は社会の支持が無くては発展し得ないことを自覚し、法令、社会規範、社会理念を遵守し、社会の人々に対して常に誠実に行動します。
- (3) 限りある資源を無駄にすることなく、また自然を破壊することなく、環境との調和を目指します。

【社 是】

お客さまに「ありがとう」と言われるような販売をつづける

(2)【コーポレートガバナンスの基本的な考え方・基本方針】

上記、「1 コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報 1. 基本的な考え方」にて記載しております。

(3)【取締役の報酬及び賞与の決定の基本方針】

各取締役の報酬及び賞与は、次の方針に基づいて決定する。
監査等委員である取締役を除く取締役報酬の方針

1) 報酬制度の基本方針

- ・当社の業績及び株式価値との連動制を高めることで、株主と経営者の利益を共有する制度であること。
- ・報酬制度の決定プロセスは、客観性、かつ透明性の高いものであること。

2) 報酬制度の体系

- ・報酬体系は、固定報酬となる基本報酬と短期業績を反映した業績連動報酬(期末賞与)、退職慰労金で構成しています。
- ・「基本報酬」は各取締役の役位に応じた固定報酬であり、月次報酬として支給します。
- ・「業績連動報酬」は、年度業績の達成度に応じて、当期純利益に取締役会で定めた一定の比率内での支給総額を決定し、期末賞与として支給します。なお非業務執行取締役は、対象外としています。
- ・「退職慰労金」は、「退職慰労金規程」に基づき付与した、各取締役の役位に応じたポイントにより算出した金額を、退職時に株主総会の承認を得て支給します。

3) 業績連動報酬にかかる指標に対する考え方及び算定方法

- 業績連動報酬に係る指標は、すべての従業員の活動成果であり、「当期純利益」を基本としています。これにより、取締役が配当性向を意識し、持続的な成長を意識した経営を推進していきます。
- 「業績連動報酬」= 役位別支給基準額 ± 個人業績評価額
- ・個人業績評価額は、全社課題、部門課題に対する貢献度を測ったうえで、取締役別に決定しています。
 - ・なお、報酬等の種類ごとの比率は、業績連動報酬にかかる指標を「当期純利益」としているため、期によって金額が変動し比率での算出が出来ない為、定められない方針としています。

4) 報酬の決定方法

- ・当社は現在、報酬・指名等の事項を審議する諮問委員会は設置していません。
- ・報酬の決定については、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、監査等委員を含む取締役会で適切に決定しています。
- ・「基本報酬」は、内規による役位別報酬額に基づき、支給金額は取締役会にて代表取締役会長へ一任する旨を決定しています。
- ・「業績連動報酬」は、取締役会長が2) の支給総額の範囲内で取締役別に算出した基準額(役位別支給基準額)に各個人別業績評価の加減算を行い算定します。取締役別の支給金額については、取締役会にて代表取締役会長へ一任する旨を決定しています。

(4)【経営陣幹部の選解任】

- (1) 取締役の選任は、当社の経営理念等に則り、個々人の能力、適性等を見極めたうえで候補者を推挙する方針であり、監査等委員を含む取締役会において、慎重に審議したうえで決定しております。
- (2) 取締役がその機能を充分発揮していないと認められる場合、監査等委員を含む取締役会にて決議し株主総会に付議いたします。

(5)【個々の選任・指名についての説明】

株主総会招集通知において、個々の選任・指名についての説明を記載いたします。

【補充原則 4 - 1 - 1】

取締役会は、株主からの委託を受け、中長期的な企業価値の最大化を通じて自らの利益の増進を図る全ての株主のために、効率的かつ実効的なコーポレートガバナンスを実現し、それを通じて当社が持続的に成長し、中長期的な企業価値の最大化を図ることについて責任を負うという方針の下、取締役会は、その責任を果たすため、経営全般に対する監督機能を発揮して経営の公正性・透明性を確保すると共に、社長その他の経営陣の指名、評価及びその報酬額の決定、当社が直面する重大なリスクの評価及び対応策の策定、並びに当社の重要な業務執行の決定等を通じて、最善の意思決定を行うこととしております。

これにより業務執行の機動性と柔軟性を高め、経営の活力を増大させるため、取締役会は法令、定款及び前項に記載する事項以外の業務執行の意思決定を取締役に委任することができることとしております。

- 【原則 4 - 9】
当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に加え、以下の全ての基準に該当しない者を独立社外取締役として選定することとしております。
- (1) 当社の主要な取引先である企業等、あるいは当社を主要な取引先とする企業等の役員及び使用人。この場合の「主要な取引先」とは、過去3年間のいずれかの会計年度において、当社との取引における支払額及び受取額が当社または取引先の売上高の2%以上である企業をいう。
 - (2) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を直接受け取り、専門的サービス等を提供する者(弁護士、公認会計士、コンサルタント等)。この場合の「多額の金銭」とは、過去3年間のいずれかの会計年度において、専門的サービスの報酬または取引の対価等として1,000万円を超える額をいう。
 - (3) 当社から多額の金銭その他の財産による寄付を受けている者、または寄付を受けている法人・団体等の役員及び使用人。この場合の「多額の金銭」とは、過去3年間のいずれかの会計年度において、500万円を超える額をいう。
 - (4) その他、独立性・中立性の観点で社外取締役としての職務遂行に支障をきたす事由を有している者。

- 【補充原則 4 - 11 - 1】
【取締役会の実効性確保のための前提条件】
当社の取締役の員数は、意思決定の合理性・機動性を考慮して4名以上12名以内とし、取締役会の実効性を確保するため以下の前提条件を満たすこととする。
- (1) 当社の取締役は、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験と共に、高い倫理観を有している者でなければならない。
 - (2) 当社は、性別、年齢、技能その他取締役会の構成の多様性を尊重し、取締役候補者を決定するに際しては、取締役の多様性に配慮する。
 - (3) 新任取締役(補欠取締役を含む)の候補者は、本条を踏まえ、公正、透明かつ厳格な審査を経たうえで、取締役会で決定される。
 - (4) 当社は、異なる経験・技能・属性を反映した多様な視点や価値観が、当社の持続的な成長を確保する上での強みとなり得ることに鑑み、社内における女性の活躍を含む多様性の確保を推進する。
 - (5) 監査等委員会の委員の過半数は独立社外取締役とする。
 - (6) 当社の監査等委員である取締役のうち最低1名は、財務・会計に関する適切な知見を有している者とする。

【補充原則 4 - 11 - 2】
当社の社外取締役は、当社以外に3社を超えて他の上場会社の取締役または監査役を兼任しないものとし、重要な兼任状況については事業報告等により開示しております。

【補充原則 4 - 11 - 3】
毎年3月に監査等委員を含む全取締役が出席し、当期の取締役会の議案内容及び討議の内容等について、出席者個別に意見並びに自己評価を行い、またそれに基づく、次期取締役会の課題や進め方等について討議を行っております。
当期につきましては、取締役会の運営及び審議体制が改善されたこと、及び役員指名にあたっての事前説明やプロセスが改善されたとの評価が挙げられた一方、役員報酬については、プロセス等の更なる改善の必要性が挙げられました。

【補充原則 4 - 14 - 2】
当社は、新任の社外取締役を含む取締役が就任後、会社の概況、経営方針、財務状況その他取締役として経営参画に必要な情報を得る機会を確保しております。この方法として、他の取締役、執行役員または従業員による説明のほか、必要に応じ、当社の店舗や工場等の現場の視察等を随時行うこととしております。また、当社は、会社経営に必要な法令改正等の重要事項に関する情報を随時取締役に提供しており、加えて、法令に関する情報については、必要に応じ、弁護士等の外部の専門家による説明を随時行っております。

- 【原則 5 - 1】
【株主との建設的な対話を促進するための方針】
- (1) 株主からの対話(面談)の申し込みに対しては経営企画室が窓口となり、株主の希望及び面談の趣旨を踏まえたうえで、合理的な範囲でIR担当役員または経営幹部が臨むことを基本とする。
 - (2) IR担当役員は、建設的な対話の実現のため、経営企画室をはじめとする社内関係部門と協力して対応する。
 - (3) 適正な企業価値を判断するための情報開示に努め、株主との対話を通じて企業価値を高めるよう努める。
 - (4) IR担当役員は、個別面談のほか経営説明会等の開催やIR情報(ウェブサイト等の利用を含む)の活用等を通じてIR活動の充実を図る。
 - (5) IR担当役員は、自社の考えを対話を通じて株主に伝えとる共に、株主からの意見・要望について取締役(社外取締役含む)または、経営幹部へ適時適切にフィードバックし、課題を共有する。
 - (6) IR担当役員は、各情報管理責任者と連携を図り、未公表の重要な内部情報(インサイダー情報)の漏洩を防止するため「インサイダー取引管理規程」に基づき情報管理を徹底する。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ワコールホールディングス	1,000,000	21.26
株式会社ローズエージェンシー	518,400	11.02
株式会社アイスタイル	260,000	5.53
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	80,200	1.71
ハウス オブ ローゼ 従業員持株会	63,000	1.34
安原 淳子	58,800	1.25
永井 たき枝	39,900	0.85
JPモルガン証券株式会社	39,624	0.84
みずほ信託銀行株式会社	39,000	0.83
株式会社日本カストディ銀行(信託口5)	34,500	0.73

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

——

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

2015年6月19日開催の第34回定時株主総会の承認を受け、当社は監査等委員会設置会社に移行いたしました。当社の筆頭株主は、株式会社ワコールホールディングスであり、現在当社の発行済株式数の21.26%を保有しております。当社は、同社の持分法適用会社であり、また同社の子会社である株式会社ワコールの監査役1名を社外取締役(監査等委員)として受入れております。株式会社ワコールホールディングスと当社は経営体制は完全に独立しており、また株式会社ワコールと当社は商品を通じ継続的に取引関係にありますが、その取引額は極めて僅少であります。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
先山 久	他の会社の出身者											
町田真友	公認会計士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
先山 久	○	○	先山 久氏は、当社の主要株主(筆頭株主)である、株式会社ワコールホールディングスの100%子会社である株式会社ワコール監査役ですが、2006年6月から2010年3月まで同社ワコールブランド事業統括部東日本経理グループ長として勤務しておりました。当社は株式会社ワコールと商品を通じた継続的な取引がありますが、当社から同社への売上高は、当社総売上高の1%未満であり、同社からの仕入額は当社商品仕入総額の0.1%未満であります。	株式会社ワコールホールディングスは、当社の筆頭株主ではありますが、毎年6月に公表しております「支配株主等に関する事項について」において記載しておりますとおり、経営そのものは完全に独立しており、当社は独自の事業展開を行っております。また、当社は株式会社ワコールホールディングスの100%子会社である株式会社ワコールとの間で商品取引がありますが、その取引額は非常に僅少であります。以上の理由により先山 久氏を独立社外取締役として指定しても、一般株主との利益相反が生ずるおそれはない、と判断いたしました。

町田眞友	○	○	——	町田眞友氏は、過去に直接会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士の資格を有しており、監査法人での業務経験を生かした財務・会計における高い専門知識と見識に加え、一般株主との利益相反のおそれのない独立役員として、客観的で適切な意見提言をいただけるものと判断いたしました。
------	---	---	----	---

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性					
	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし				
現在の体制を採用している理由					

当社は現在、監査等委員会設置会社であり、監査等委員会において各監査等委員の業務分担等を決定し、それに基づき業務を実施しております。必要に応じて内部監査室及び経営企画室が業務補助を行っておりますので、特段、監査等委員会の職務を補助すべき専任の使用人等は、現在のところ必要としておりません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況	
監査等委員会と会計監査人との連携につきましては、会計監査人からの年度監査方針及び監査計画を受入れ、四半期ごとの監査講評及び半期、期末実査の立会等に同行するなどして、意見を聴取しております。また日常から会計処理及び内部統制についての確認を行っております。さらに内部監査部門とは、常勤の監査等委員を中心として、監査計画、実査結果等に関し連絡を取り合っております。実査については共同で行う場合もあります。	

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
その他独立役員に関する事項	

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員は全て独立役員に指定する方針であります。
 当社の独立役員選定に係る独立性基準につきましては、上記、「1 コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】【原則 4 - 9】をご参照ください。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
該当項目に関する補足説明	
取締役は、短期業績のみならず中長期のスタンスで企業経営に携わるべきと考えております。短期業績については、その結果を賞与で評価しております。賞与以外のインセンティブは、とすると安易な短期業績の追及に終始することも考えられ、現在は採用しておりません。	
ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社は、2015年6月19日開催の第34回定時株主総会にて取締役の報酬額を新たに設定いたしました。
取締役報酬につきましては、事業報告や有価証券報告書にて総額開示をしております。当社の報酬枠を勘案しても、個別報酬を開示する必要性は特段ないと考えます。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役報酬の算定方法の決定方針等につきましては、上記、「1 コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】【原則 3 - 1(3)】【取締役の報酬及び賞与の決定の基本方針】をご参照ください。

【社外取締役のサポート体制】

当社の社外取締役は全て監査等委員であります。当社は現在、社外取締役を補佐する担当者は特に設置しておりません。監査等委員である社外取締役に対しては、基本的に常勤の監査等委員から適宜情報を伝達しております。
また、取締役会の開催に際しての事前資料は必要に応じ経営企画室から直接配布し、概要説明が必要な場合は、常勤の監査等委員から説明しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

【現状の体制の概要】

当社は、監査等委員会設置会社として取締役会、監査等委員会、会計監査人を設置しています。取締役会は取締役全員が出席し、定例取締役会は毎月開催、さらに必要に応じ臨時取締役会を開催し、取締役会規程の付議基準等に従い審議しております。また、定款の規定に基づき、取締役に對し重要な業務執行の決定の委任をすることができることとしており、業務執行と監督の分離が明確化できる体制としております。なお、その決定した事項については直後の定例取締役会にて取締役社長から報告しております。

監査等委員会は、社外取締役2名を含む監査等委員である取締役で構成し、適法性監査のみならず妥当性監査も積極的に実施しております。定例の監査等委員会は、定例取締役会に連動する形で毎月1回開催し、必要に応じ臨時監査等委員会を開催しております。監査実施にあたっては、年間の監査計画に基づき、常勤監査等委員が中心となって分担を決め、また内部監査室とも連携しつつ実施しております。

会計監査につきましては、現在、EY新日本有限責任監査法人を選任しており、監査等委員会において会計監査人の監査評価を行っております。一方当社は、執行役員制を採用し各業務を所管させており、業務執行を担当する取締役も執行役員を兼務しております。毎月1回、業務執行を担当する取締役、執行役員及び常勤監査等委員が出席する業務執行会議を開催し、各執行役員が所管業務の執行状況報告を行い、情報の共有化を図ると共に、業務執行の適正性や方向性等について協議し、適正化を図っております。

その他、「業務分掌規程」「職務権限規程」「稟議規程」等各種規程を制定し、担当業務の範囲や決裁基準を定め、それに基づく業務執行の適正について内部監査室が業務監査を実施しております。

取締役の個別報酬額につきましては、株主総会で承認された範囲内で、当社の内規に従い取締役会において決定しております。

【監査等委員会の機能強化に向けた取組み状況】

常勤監査等委員が中心となって、監査計画に基づき社外監査等委員と分担し監査業務を実施しております。その際内部監査室がサポートいたします。

また監査等委員には独立性を有する社外取締役として、財務・会計に関する高い見識を持った公認会計士及び主要株主企業の前法務・コンプライアンス責任者(2018年6月末をもって退任)を配置することで、それぞれ専門性を持った見地からの監査並びに提言が実現し、監査等委員の機能強化につながっております。

【責任限定契約の締結】

当社と業務執行取締役等でない取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役としてその任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償を負うものとする旨の責任限定契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、当社の事業規模を勘案したうえで、意思決定及び業務執行の効率化、迅速化に鑑み業務執行取締役を少数とし、さらに経営を監視監督する立場からも取締役会において意思決定に参画することができる監査等委員会設置会社の体制としております。また、定款の規定に基づき、取締役が重要な業務執行の決定の委任をすることができることとし、そのことにより意思決定及び業務執行の効率化並びに迅速化が図られると判断いたしました。他方、公認会計士と主要株主企業の前法務・コンプライアンス責任者(2018年6月末をもって退任)が社外取締役として、一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立した立場で、かつ高い専門性からの意見、提言が意思決定に反映されることは、経営の透明化を高めることにもなると判断し、監査等委員会設置会社という体制を選択いたしました。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2020年は、第39回定時株主総会開催日の17日前に発送しました。
電磁的方法による議決権の行使	2019年6月25日開催の第38回定時株主総会に係る議決権行使から採用しております。
その他	招集通知、決議通知を当社ホームページ上に掲載しております。招集通知につきましては、招集通知発送日の前には、東京証券取引所のホームページに掲載し、発送日をもって当社ホームページに掲載をしております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算に関する説明会を毎年5月中旬に開催しております。代表取締役社長が決算における業績報告や今後の施策計画を説明した後、出席者からの質問等に回答する形式で約1時間程度行います。 なお、2020年3月期決算説明会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、決算説明会は開催せず、決算説明資料を作成し、アナリストに配信したほか、当社ホームページに掲載しました。 中間決算に関しては、11月を目途に中間決算説明資料を作成し、アナリストに配信するほか、当社ホームページに掲載しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、短信、決算(中間決算)説明会で使用した資料、年次(中間)報告書、招集通知等を当社IRホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR専門者は設置しておらず、経営企画室が兼務にて担当しております。	
その他	決算説明資料の概要を書面にして、株主優待品に同封しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	2019年6月25日開催の第38回定時株主総会において、監査等委員である取締役として、女性の町田真友氏が選任され就任いたしました。町田氏は、公認会計士であり、一般株主との利益相反のおそれの無い独立社外取締役として、東京証券取引所に届け出ております。また、当社の主要部門である化粧品販売部門には、直営店部長補佐及び西日本地区販売統括担当として、女性役員2名が就任しております。当社は化粧品販売業であり、女性が顧客層の中心となっていますので、女性の視点を大切にしております。それ故、今後も能力開発も含め女性の役員、管理職への登用を積極的に行っていきたいと考えております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会等を通じて意思決定された業務の執行が効率的で適正に行われるため、各種規程を制定し組織を有機的に連携させつつ、内部統制システムにより相互牽制を機能させております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社の取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下に業務を執行するための指針として定めた「企業倫理規程」に基づき行動する。
 - (2) 内部通報制度(内部通報ホットライン)等により、法令及び諸規程に反する行為等を早期に発見し是正する。
 - (3) 健全な企業経営のため反社会的勢力との関係は一切遮断する。そのため不当要求防止責任者を設置し、不当な要求に対しては外部専門機関とも連携し毅然とした対応をとる。
 - (4) 金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法及びその他関係法令等の適合性を確保する体制を整える。
 - (5) 取締役及び使用人の法令・定款違反行為については、懲罰規定に基づき、厳正に対処する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役会及び業務執行会議その他の重要な会議の意思決定に係る情報、職務の執行に係る文書(電磁的記録を含む)は、「文書管理規程」をはじめとする社内規程に従い適切に保存及び管理を行う。
 - (2) 取締役(監査等委員である取締役を含む。)は、必要に応じて上記(1)の文書を閲覧することができるものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 組織横断的なリスク状況の監視並びに全社的な対応を行う機関として「リスク管理委員会」を設け、迅速かつ適切な対応をとる。
 - (2) 各部門の所管業務に付随する通常のリスク管理は、当該部門が関係する諸規程に従いこれを行う。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
 - (1) 業務の有効性及び効率性を図る観点から当社経営に係る重要事項については「取締役会規程」等に基づき取締役会において決定する。ただし、定款規定及び取締役会決議により業務執行の決定を委任された取締役は、委任された範囲内で業務執行の決定を行う。
 - (2) 取締役は取締役会で定める「取締役会規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」等に基づき、所管業務の執行を行う。
 - (3) 取締役会は、経営の意思決定を合理的かつ効率的に行うと共に、業務執行に対する管理監督機能を高める。
 - (4) 業務運営状況について、内部監査室による内部監査を実施し、その状況を把握し改善を図る。
5. 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 経営企画室は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の業務執行及び内部統制を統括し、適切な監視及び報告体制を確保する。
 - (2) 当社から子会社に役員を配置し子会社を管理する体制とする。子会社の担当役員は、業務執行の状況を定期的に当社の取締役会に報告する。
 - (3) 当社と子会社間の取引は、法令、会計原則、税法その他社会規範を遵守して行う。
 - (4) 内部監査室は、定期的に子会社の業務執行及び内部統制の運用状況を監査し、当社の代表取締役社長に報告するとともに、その結果を子会社と共有のうえ、子会社と協力して改善のための検証を行う。
6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人等に関する事項並びに当該使用人等の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性及び監査等委員会の当該使用人等に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査等委員会が職務を補助すべき使用人等(以下「監査等委員会補助者」という。)を求めた場合、取締役会は必要に応じて、補助業務をする者を配置する。
 - (2) 監査等委員会補助者の適切な職務遂行のため、監査等委員会補助者の人事異動及び人事考課等に関しては、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。
 - (3) 監査等委員会補助者は、当社の監査等委員会から指示を受けた業務を遂行する。
7. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
 - (1) 当社及び子会社の取締役(当社の監査等委員である取締役を除く。)、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者(以下「報告者」という。)は、当社の取締役会等、監査等委員が出席する重要な会議において、当社の監査等委員に対し適宜担当する業務の執行状況を報告する。
 - (2) 報告者は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項その他当社のコンプライアンス及びリスク管理上重大な事項を発見したときは、速やかに当社の監査等委員会に報告する。
 - (3) 報告者の異動、人事評価及び懲戒等について、報告の事実を考慮することはできず、報告者は、異動、人事評価及び懲戒等の理由の調査を監査等委員会に依頼できる。
8. その他監査等委員会の職務が実効的に行なわれることを確保するための体制
 - (1) 監査等委員会からの要請があれば、内部監査室の協力、会社内の諸会議への出席を保証する。
 - (2) 代表取締役及び会計監査人は、監査等委員会とそれぞれ定期的な会合を持ち、相互の意思疎通を図るべく意見交換を行う。
 - (3) 監査等委員の職務の実効に要する費用については、支出に合理性がないと取締役会が拒否の判断をした場合を除き、会社所定の手続きを経て速やかにその実費相当額を支払う。また費用に前払いの必要が生じたときは、会社所定の手続きを経て処理をする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は健全なる企業市民の責務として、反社会的勢力排除に積極的に取組んでおります。

当社は、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟し、情報収集や加盟企業と情報交換するなかで反社会的勢力排除の具体的方策を図っております。

また、「企業倫理規程」及び「行動指針と行動規範」ガイドライン等を制定し、定期、不定期に社内研修会を実施する等、徹底を図っております。一方、新規の取引先に対しては、事前調査のうえ契約書にいわゆる暴排条項を記載することを義務付け、必要に応じ確約書の提示を求めており

ます。

さらに、不当要求防止責任者を設置し、所轄警察や弁護士等外部専門機関とも連携して、実質的な反社会的勢力の排除に取り組んでおります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

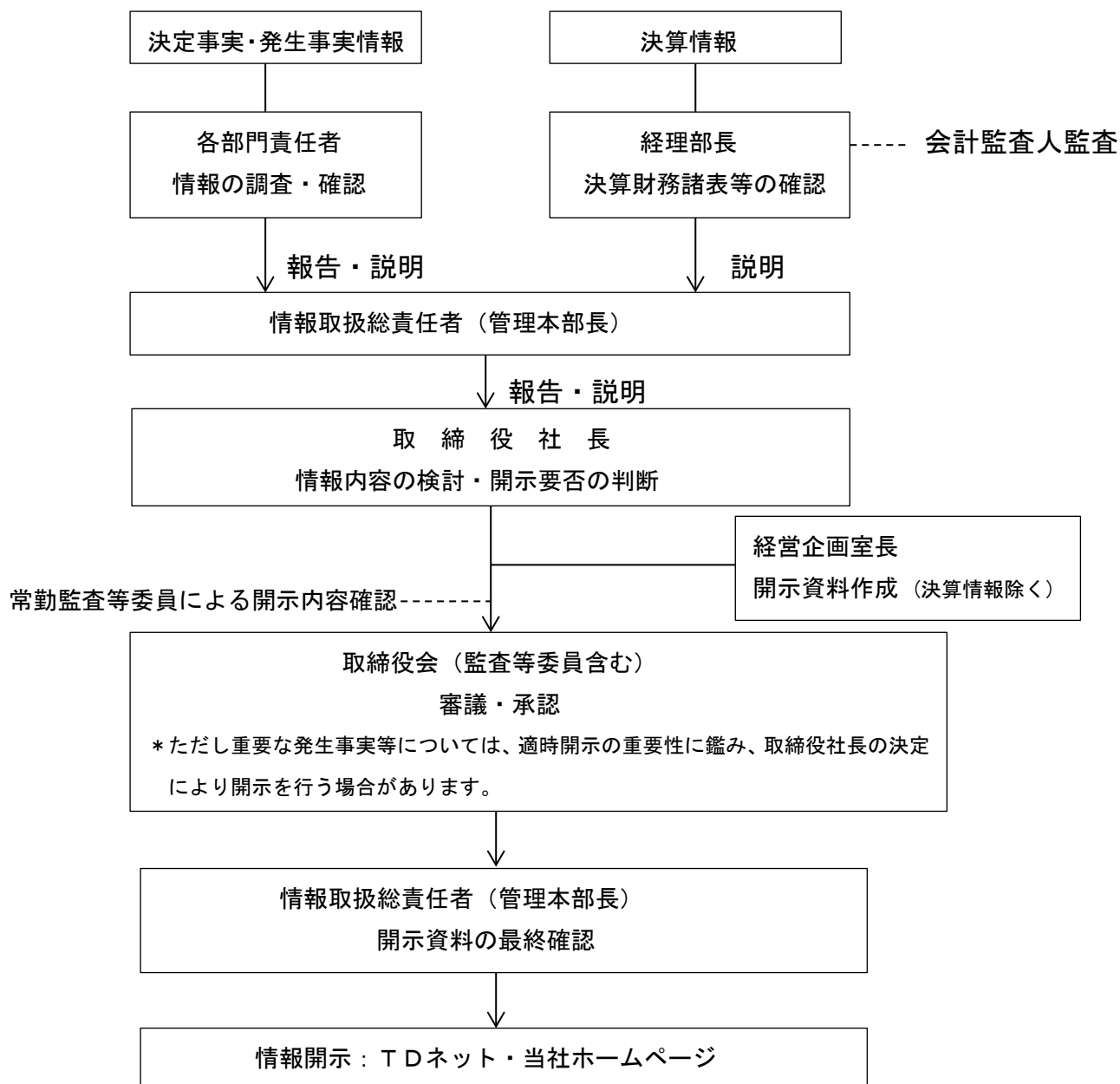
1. 基本方針

当社は、企業とは株主、顧客をはじめとする様々なステークホルダーに支えられた存在であるが故に、企業経営は公正、公平、透明でなければならず、投資家からの信頼を得るためにも適時開示は上場企業の責務であると認識しております。また、その観点からも適時開示が義務付けられている情報のみならず、それ以外の情報においても積極開示に努めております。

2. 情報の収集と伝達

当社では、情報取扱総責任者に管理本部長を選任し総括しております。重要事実に該当する可能性のある情報は、各部門責任者から情報取扱総責任者に集約され取締役社長に報告されます。経営企画室長も参画し、その中から重要事実と判断された情報については、経営企画室長が開示原稿を作成し、取締役会での審議、承認のうえ東京証券取引所の適時開示システム(TDネット)により開示すると共に当社ホームページにも掲載をいたします。

適時開示の体制に関する模式図



コーポレートガバナンス体制に関する模式図

